

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について

(平成28年度決算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 95,491 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	町債	その他	社会保障財源分の市町村交付金	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	354,601	234,308	4,000	11,238	8,048	97,007
	高齢者福祉事業	72,549	823	18,500	8,208	3,449	41,569
	児童福祉事業	191,466	99,157	8,400	14,781	5,296	63,832
	母子福祉事業	2,656		2,300		27	329
	小計	621,272	334,288	33,200	34,227	16,820	202,737
社会保険	介護保険事業	338,600	2,505		15,042	24,594	296,459
	国民健康保険事業	174,574	75,685			7,575	91,314
	小計	513,174	78,190	0	15,042	32,169	387,773
保健衛生	高齢者医療事業	343,339	59,359		10,000	20,988	252,992
	病院事業	306,923			17,676	22,157	267,090
	疾病予防対策事業	47,813	2,682		2,184	3,290	39,657
	医療提供体制確保事業	2,873		2,000		67	806
	小計	700,948	62,041	2,000	29,860	46,502	560,545
合計	1,835,394	474,519	35,200	79,129	95,491	1,151,055	